

グローバルペイメント株式会社 ご契約者様・加盟店 登録情報 変更届

こちらは記入例です

受取日	
精算適用日	支払

私（当社）は加盟店規約及び合意書の内容を理解し、全ての項目に同意のうえ変更を依頼します。 ※法人契約→法人丸印 個人契約→代表者の印鑑 角印・シャチハタ不可

ご記入日	西暦 20XX 年 XX 月 XX 日	※赤い見出しの部分は全てご記入・ご捺印ください。	
加盟店ID	GP1000000	こちらには変更前の登録情報を記入します	
店舗名	グローバルエステ 新宿店		
会社名	株式会社グローバルエステ	代表者名	グローバル 次郎

販売形態	<input checked="" type="checkbox"/> 特定継続的役務提供 (エステティック・美容医療・語学教室・学習塾・結婚相手紹介サービス・パソコン教室) <input type="checkbox"/> その他 (鍼灸整体・ジム・サービス等)
過去5年以内に法的摘発、刑の執行、行政処分、処分等を受けたか (判例照会注、個人情報照会注、特許商標注、消費者契約注、その他関連する法律等に抵触した)	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
過去に倒産・破産・債務整理を受けたか	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
過去に倒産・破産・債務整理を受けたか (納処分を受けているか)	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ (期日: 年 月 日) (解決・未解決)

変更情報記入欄

法人番号 13桁	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	←法人番号指定通知書の番号 (履歴事項全部証明書に記載の番号ではありません) 国務庁 法人番号公表サイトで検索も可能です。		角印・シャチハタ不可
フリガナ	グローバルエステカブシキガイシャ			
会社名	グローバルエステ株式会社			法人契約→法人丸印 個人契約→代表者の印鑑
会社所在地	〒106-0041	フリガナ	ミナトクアザブダイ2-3-22 イチジョウビル2カイ	
	東京 都道	港区麻布台二丁目3番22号 一乗寺ビル2階		
	府県	会社TEL	03-6743-4343	
フリガナ	グローバル タロウ		生年月日	西暦 XXXX 年 XX 月 XX 日
代表者名	グローバル 太郎		携帯	090-XXXX-YYYY
	※代表者の身分証明書のコピーと署名捺印済合意書が必要です。		自宅TEL	03-6789-XXXX
ご自宅住所	〒106-XXXX	フリガナ	ミナトクニシアザブO-X-△ サンカクサンカマンション302	
	東京 都道	港区西麻布O-X-△ △△マンション302 ※建物名は省かないでください。		
	府県			
Email①	※携帯キャリアメール不可。口座同一の複数の加盟店がある場合は、既存加盟店のEmail①に統一されます。			決済通知
重要事項通知用	keiri@globalesthe**.co.jp ※ご契約に関する通知や請求等重要なメールが送信されます。			要 不要
郵便物等送付先	<input type="checkbox"/> 店舗所在地 <input type="checkbox"/> 会社所在地 <input type="checkbox"/> 代表者住所 <input checked="" type="checkbox"/> その他	← 契約関係や請求書等の重要な書類が送られます。		
その他の場合→	(グローバルエステ株式会社〇〇オフィス 総務部) 宛			
フリガナ	グローバルエステ ギンザホンテン		事業内容 (取扱商品・サービス)	
店舗名	グローバルエステ 銀座本店		エステティックサロン	
店舗情報URL	https://globalesthe**.com			実店舗
	※審査のために必要です。メニューや価格を確認できるホームページやサイト、SNS等を記入してください。無い場合はパンフレット等を同封してください。			有 無
店舗所在地	〒104-0061	フリガナ	チュウオウクギンザ〇〇〜	
	東京 都道	中央区銀座〇〇〜 ※郵便物が確実に届くよう建物名は省かないでください。		
	府県	担当者TEL (第一連絡先)	03-1234-XXXX	
連絡窓口 担当者	ケツサイ ハナコ		店舗TEL	03-1234-YYYY
	決済 花子			
Email②	※決済の度に決済内容が通知されるメールアドレスです。店舗ごとに違うアドレスを指定できます。			決済通知
店舗ごと決済通知用	info@globalesthe**.com			要 不要
スタッフ数	〇 人	月商	XXX 万円	内カード売上 YY 万円
		決済方法	<input type="checkbox"/> 対面決済 <input checked="" type="checkbox"/> 非対面決済	
フリガナ	グローバル イチロウ		続柄	父
緊急連絡先 氏名 (代表者を除く)	グローバル 一郎		TEL	080-9876-XXXX
	※本人様以外の確実に連絡の取れる方		父母兄弟姉妹・従業員等	
緊急連絡先住所	〒211-0000	フリガナ	ヨコハマシナガワクマルバツチュウサンジョウメタルサンカクコウ	
	神奈川 都道	横浜市神奈川区〇×町三丁目〇番△号		
	府県			

※必要事項を記入・捺印のうえ必要書類を同封して当社までご郵送ください。

〒106-0041
東京都港区麻布台二丁目3番22号 一乗寺ビル2階
グローバルペイメント株式会社
TEL : 03-6743-4343 (平日10:00~19:00)

↑青色枠内は変更箇所のみでの記入でOKです

加盟店規約と以下の合意書を読んだうえでご記入ご捺印ください。

第26条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 加盟店は、加盟店及び加盟店の親会社・子会社等の関係会社、並びにこれらの役員、従業員等（以下「加盟店等」という）が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたって該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等
 - (6) 社会運動等標榜ドコロ
 - (7) 特殊な能力・暴力団等
 - (8) 前各号の共生者
 - (9) その他前各号に準ずる者
2. 加盟店等は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 不当な責任を転嫁した不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて正当の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、加盟店等が第1項若しくは第2項の規定に違反している疑いがあるためと認められた場合には、本契約の締結を拒絶し、又は、本契約に基づく本サービスを一時的に停止することができるものとします。本サービスを一時的に停止した場合には、加盟店は、当社が取引再開を認めるまでの間、利用できないものとします。

4. 加盟店等は第1項若しくは第2項のいずれかに該当した場合、第1項若しくは第2項の規定に基づく確約に違反して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、当社の本サービスを継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、加盟店は、当社の期間的利益を失うものと、当社に対する一切の未済債務を直ちに支払うものとします。

第27条（カード番号等の適切な管理）

1. 加盟店は、前払販売法に従いカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならず、かつカード番号等につき、その漏えい、滅失又は毀損を防止するために善良なる管理者の注意をもって取扱いをしなければならないものとします。
2. 加盟店は、カード番号等の適切な管理のために、クレジット取引セキュリティ対策協議会により取り決められたクレジットカード・セキュリティガイドライン（以下「ガイドライン」）に掲げられた措置又はこれと同等の措置を講じなければならないものとします。
3. 加盟店が第27条3項で定められたカード番号等の適切な管理のために講じたガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的な方法及び態様（加盟店が第三者にカード番号等の取扱いを委託した場合には、当該第三者がカード番号等の適切な管理のために講じたガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的な方法及び態様を含む）は、以下のとおりとします。
 - (1) 本システムを利用することによるカード番号等の事前確認
 - (2) PCI DSSへの準拠
 - (3) 前項の規定にかかわらず、当社は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法及び態様による措置がガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カード番号等の漏えい、滅失又は毀損の防止のために特に必要であると認めて当該方法及び態様の変更を求め、加盟店はこれに応ずるものとします。

第28条（カード番号等の管理の委託）

- カード番号等の取扱いを第三者に委託する場合は、加盟店は、以下の基準に従わなければならないものとします。
- (1) 受託者が次に定める義務に従いカード番号等の適切な取扱いをすることができる能力を有する者であることを確認すること
 - (2) 受託者に対して、第27条1項及び2項の義務と同様の義務を負担させること
 - (3) 受託者が第27条3項で定められた具体的な方法及び態様によるカード番号等の適切な管理措置を講じなければならない旨、及び当該方法及び態様について、第27条4項に準じて加盟店から受託者に対して変更を求め、受託者はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること
 - (4) 受託者におけるカード番号等の取扱いの状況について定期的に又は必要に応じて確認すると共に、必要に応じてその改善を促す等、受託者に対する必要かつ適切な指導及び監督を行うこと
 - (5) 受託者があらかじめ加盟店の承認を得ることなく、第三者に対してカード番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること
 - (6) 受託者が加盟店から取扱いを委託されたカード番号等につき、漏えい、滅失若しくは毀損又はそのおそれが生じた場合、第29条各項に準じて、受託者は直ちに加盟店に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査並びに二次被害及び再発防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を加盟店に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること
 - (7) 加盟店が受託者に対し、カード番号等の取扱いに関する第5条6項3号及び4号に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること
 - (8) 受託者がカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には、加盟店は、必要に応じて当該受託者との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること

第29条（事後対応）

1. 加盟店又は受託者の保有するカード番号等が、漏えい、滅失若しくは毀損又はそのおそれが生じた場合には、加盟店は、遅滞なく以下の措置を採らなければならないものとします。
 - (1) 漏えい、滅失又は毀損の有無を確認すること
 - (2) 前号の調査の結果、漏えい、滅失又は毀損が確認されたときには、その発生期間、影響範囲（漏えい、滅失又は毀損の対象となったカード番号等の特定を含む）その他の事実関係及び発生原因を調査すること
 - (3) 上記の調査結果を踏まえ、二次被害及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること
 - (4) 漏えい、滅失又は毀損の事実及び二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し又は影響を受ける会員に対してその旨を通知すること
2. 前項1号の場合であって、漏えい、滅失又は毀損の対象となるカード番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには、加盟店は、直ちにカード番号等その他これに関連する情報の漏洩その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならないものとします。
3. 加盟店は、1項1号の調査の結果は、直ちにその旨を当社に対して報告すると共に、遅滞なく、1項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならないものとします。
 - (1) 1項1号及び2号の調査の実施に先立ち、その時期及び方法
 - (2) 1項1号及び2号の調査につき、その途中経過及び結果
 - (3) 1項3号に関し、計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール
 - (4) 1項4号に関し、公表又は通知の時期、方法、範囲及び内容
 - (5) 前各号のいずれかに関連する事項であって、加盟店が求める事項
4. 加盟店又は受託者の保有するカード番号等が漏えい、滅失又は毀損した場合は、加盟店が遅滞なく1項4号の措置を採らない場合には、当社は、事前に加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表し又は漏えい、滅失又は毀損したカード番号等に係る会員に対して通知することができるものとします。

第30条（クレジットカードの有効性等の確認）

1. 加盟店は、信用販売を実施するに際しては、前払販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、以下の各号に掲げる事項を確認しなければならないものとします。この場合において、加盟店は、ガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置を講じてこれを行わなければならないものとします。
 - (1) 提示されたカード番号等の有効性
 - (2) 当該信用販売が不正利用に該当しないこと
2. 加盟店が前項の確認のために講じたガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置の具体的な方法及び態様は、以下のとおりとします。
 - (1) 本システムによる事前の確認
 - (2) 提示されたカード番号等の確認
 - (3) 本人確認書類の確認
 - (4) カード券面及びカード利用明細の署名の確認
 - (5) その他当社が指定する方法
3. 前項の規定にかかわらず、当社は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法及び態様による措置がガイドラインに掲げられた措置又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他不正利用を防止するために必要があるときには、その必要に応じて当該方法及び態様の変更を求め、加盟店はこれに応ずるものとします。

第31条（不正利用等発生時の対応）

1. 加盟店は、その行った信用販売につき、不正利用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なく、その是正及び再発防止のために必要な措置を実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならないものとします。
2. 加盟店は、前項の場合には、直ちにその旨を当社に対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果並びに是正及び再発防止のための計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュールを報告しなければならないものとします。

第32条（意見書）

加盟店及び当社は、本規約に基づく紛争を裁判により解決する場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第33条（存続条項）

期間満了、中途解約その他原因が如何にかかわらず本契約が終了した場合いれども、本規約は依然として有効に存続するものとします。

第34条（その他）

本規約に定めのない事項又は本規約の条項の解釈につき疑義が生じたときは、双方協議に基づき誠実に協議の上これを決定するものとします。

以上
2023年10月改訂

合意書

契約者（以下「甲」）は、グローバルペイメント株式会社（以下「乙」）が提供するクレジットカード決済サービス（以下「本サービス」）加盟申込に際し、乙より加盟店規約（以下「本規約」）を受領し、その内容を理解したものとします。

甲は、乙の審査の結果加盟が認められた場合、本規約を領受し、本サービスを利用するものとします。

甲及び乙は、甲乙間で締結される本規約に基づく加盟店規約に関し、次のとおり合意します。

1. 甲は、本サービス利用開始以後も本規約を保管するものとし、本規約が改定される場合、乙は、甲に改定内容を通知し、かかる通知をもって甲は、改定内容を承諾したものとみなします。また、甲は、甲の責任で本規約を管理し、乙に対してその改定内容について異議を申し立てないものとします。
2. 本規約記載のクレームの発生率が高く、甲において不正、不相当又は不適切なオペレーションが行われている疑いがあると乙又は乙の提携銀行が判断した場合には、乙の判断に基づき、甲に対する本サービスの提供を中止及び支払留保をすることができるものとします。
3. 前項の際、乙は甲に対し、本サービス提供の中止時点までの未精算カード決済金について、チャージバック申立ての有効期間である6か月間（問題が起こる可能性があると判断した場合には6か月以上）、乙の提携銀行側に留保される可能性があるため、上記期間において、未精算カード決済金の全額を支払うことができない場合があることを、甲は事前に確認し、乙の上記支払留保について予め承知することとします。
4. 甲は、乙から受けたチャージバック通知、決済返金通知に異議なく従うものとします。また、乙からのこれらの通知方法については、電子メールその他乙が決定した任意の手段によるものとします。上記の場合において支払が留保された未精算決済金についての具体的な支払時期及び支払金額等については、返金の発生率、件数等に応じて、乙の判断により決定するものとします。
5. 本規約に基づく加盟店規約の解約・解除後においても、乙は甲に対し、利用料及び返金等の未精算額の支払を免れることはできないものとし、本規約は依然として有効に存続するものとします。

【反社会的勢力排除に関する確認事項】

甲は、本規約第26条（反社会的勢力との取引拒絶）を確認し、乙に対し反社会的勢力でないことを表明、確約するものとします。

甲は、西暦 年 月 日 本合意書及び本規約の内容に異議なく同意します。

↑ ご記入日でお願いします。

（甲） ※所在地につきましては、法人の場合は法人の所在地、個人の場合は店舗所在地をご記入ください。

所在地	東京都港区麻布台二丁目3番22号 一乗寺ビル2階
法人名・店舗名	グローバルエス株式会社 グローバルエス銀座本店
氏名	グローバル 太郎



角印・シャチハタ不可
お申込印と同じ印鑑でお願いします

（乙）
東京都港区麻布台二丁目 3 番 22 号
一乗寺ビル 2 階
グローバルペイメント株式会社
代表取締役 小松 芳史

印鑑は1枚目の変更届の変更後お申込印と同じです↑